

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008函第24号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成20年7月7日 00時35分ごろ	
発生場所	北海道網走市網走港北方沖52海里付近 （概位 北緯44°53.5′ 東経144°25.8′）	
事故等調査の経過	平成20年10月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種・船名・総トン数	漁船 第二十一 ^{まんたい} 万泰丸、35トン	
船舶番号、船舶所有者等	128555、有限会社水谷水産工業	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	主機6番シリンダのクランクピン軸受メタル及びクランクピン損傷	
事故等の経過	本船は、網走港を出港し、はえ縄漁の目的で、網走港北方沖の漁場に 至って縄を入れ終え、漁場の移動を開始したところ、平成20年7月7 日00時35分ごろ、主機から異音が発生した。本船は、主機を停止し たのち、修理業者に助言を求め、更なる損傷の拡大を防止するため、え い航されて帰港した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 潤滑油圧力調整弁が膠着しており、潤滑油圧 が低下した状態で運転されて軸受の潤滑が阻 害され、軸受メタル及びクランクピンの損傷に 至ったものと考えられる。 潤滑油圧力低下警報装置は作動しなかった。 圧力調整弁及び警報装置の整備が行われて いなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が網走港北方沖において漁場を移動中、主機 潤滑油圧力調整弁が膠着して潤滑油圧力が低下したが、潤滑油圧力低下 警報が鳴らないまま運転が継続されたため、潤滑が阻害されて6番シリ ンダのクランクピン軸受等が焼損したことにより発生したものと考え られる。	